

がん教育に関する委員からの意見のまとめ

1. がん教育の現状と課題 ~無関心とがんに関する知識の不足~

- ✧ 国民の2人に1人が罹患し「国民病」と言われる疾患であるにもかかわらず、健康な時からがんについて学ぼうという意識は高いとは言えない。多くの患者が「他人事だと思っていた」「無関心だった」と言い、告知されて慌てる例は少なくない。そのために自分に合った治療法や療養生活の選択がうまくいかないケースもある。(松本委員)
- ✧ 多くの住民の認識の実態としては、がんの人は身近にいても、「自分には関係ない病気だと思っているので、検診は受けない」、「自覚症状がないから大丈夫、健康だと思っている」、「がん検診を受けて異常が見つかったら怖いから検診は受けたくない」、「要精密検査になっているが、以前も受けて異常なしだったので受ける必要性を感じない」「何年も検診受診していて、異常なしだったので、もう検診は受けなくても大丈夫と思っている」「がん=死亡」「がん療養=制限の多い生活」などマイナスイメージが強いので、そのような認識を変えていく地域活動(教育)が必要であると考えている。(北岡委員)
- ✧ 正しい知識がないことが偏見や差別につながり、それが患者・家族の精神的苦痛や、社会的苦痛を生む恐れも考えられる。(松本委員)
- ✧ がんは二人に一人がかかる「国民病」であるにもかかわらず、義務教育におけるがん教育が不足していることで、小児がん患者を含むがん患者に対する偏見のみならず、小児がん患者の医療機関への受診の遅れ、診断と治療の機会喪失にもつながっている。教育関係者の間での、小児がんを含むがんに対する理解不足や誤解もしばしばみられる。(天野委員)

2. 教育の対象者について

① 教育の対象者を考える際の課題

- ✧ がんに関してどのようなことをどのような対象者(ターゲット)に教育する必要性があるのか明確になっていないように思う。
- ✧ がんに関する教育を推進するためには、誰に対して何を教育するのか、またそのために必要なものは何かといった全体のストラテジーを明確にしておく必要がある。対象については、①医療関係者②がん患者・家族・支援者③がんになっていない成人④成人になる前の学校教育——の4段階があると考えられ、それぞれのカテゴリーで教材・教育内容をど

うするか、誰が教育するのか、フォローアップ体制についておさえておく必要もあるのではないか。(本田委員)

◆ 市町村現場で働く保健師の立場から言えば、がん検診の有効な年代層の国民に対し、認識を変えていくような取り組みをしないと、今後、益々がん患者が増え、その対策に追われていくようになるのではないかと思う。

(2) 教育の対象者について考えられる対応

◆ 教育により、優先的に認識を変える必要があることを「協議会」として明確にし、有効な対象者を明確にする必要性がある。

◆ 一人ひとりが自らの健康を意識し、自分にとって適切な対処・選択ができる国民を増やしていくように、国と地域で計画的な取り組みが必要。

◆ 有効な対象者を明確にする。小学生・中学生・高校生・国民全体?

◆ 子どもに対する健康教育では、現状の子どもたちの課題は何なのかを明確にし、自分の健康を守るために必要最低限の知識を教えるのか、広く一般的な情報を教えるのか、間違った認識を変えるために正しい情報を教えることが必要なのか検討が必要。(以上、北岡委員)

◆ 「国民病」であるがんは国民全体で支えることが基本である。その為、社会人教育では対象を一般社会人、がんサバイバー、医療従事者に分けて教育を具体化する必要がある。(上田委員)

◆ 教育関係者の間での、小児がんを含むがんに対する理解不足や誤解を払拭することを目的として、保健体育教員や養護教諭を含む学校関係者への研修プログラムを検討する。(天野委員)

◆ がん教育は、「がんに関する児童・生徒を対象とした学校での教育」と定義し、大人にたいしては、「がん啓発」と用語を区別すべきである。(中川委員)

3. 学校におけるがん教育

(1) 学校におけるがん教育の現状

◆ 学校におけるがんに特化した教育は、現状なされていない。生活習慣病との関連で付録として扱われているにすぎない。(花井委員)

◆ 現在、小・中・高で授業として教科書を使ったがん教育は行われていない。(前川委員)

◆ NPO団体や有識者が小・中学校へ出向き、いのちの授業形式で、単発的な教育が行われている。各学校、それぞれの方針に任せている。(前

川委員)

- ✧ 学校教師への講演などから、教師にがんに関する知識が乏しいことが確認されている。(中川委員)

② 対象者と実施時期に関して

- ✧ 学校等で「がん教育」を行い、若年から正しい知識を身につけられるようにする。(松本委員)
- ✧ 痘学的視点から鑑みれば、予防教育という位置づけからも今後のがん対策において、義務教育段階からのがん教育を推進していく必要がある。「推進も重要」ではなく、推進していくことが喫緊の課題である。がんの知識は、大人になれば熟知できるわけではなく、「学習の適時性」が示しているように発達段階に応じた学びが有効なのである。(花井委員)
- ✧ がん教育は理解できる小学校低学年より、家族とともに教育することが必要。大学生、成人では遅すぎる。(田村委員) (教育内容毎にも、教育時期に関するご意見あり)
- ✧ 各がんの発症年齢(多発年齢)、がん検診の意義と対象となる年齢、発がん因子(喫煙、肥満など)予防(ワクチンなど)について、小学生高学年または中学生を対象として、保健体育の授業で教育を行う。(原委員)
- ✧ 細胞分裂や遺伝子に関する知識が、がんを理解する上で重要である他、子宮頸がん予防ワクチンの接種時期との兼ね合いもあり、がん教育は中学生を対象とすべきである。(中川委員)

③ 保護者や家族に対する教育の効果について

- ✧ 子どもの教育をきっかけに、親世代も関心を持ち正しい知識を身につけることを期待する。(松本委員)
- ✧ 子どもが学ぶことにより親への逆世代間伝達の効果があるという報告も示されており、大人への予防教育に一役つながる可能性もある。したがって、医療と教育の新たな協働モデルとして取り組むべき課題であることを強調しておきたい。
- ✧ 育児世代のがん教育をPTA活動、あるいは企業内研修などにおいて取り入れるよう推進する必要がある。(以上、花井委員)
- ✧ がん教育実施後、多くの生徒が、学んだことを親に伝えたいと述べた。(中川委員)

④ 学校教育について考えられる対応

- ✧ 学校等で「がん教育」を行い、若年から正しい知識を身につけられるようにする。(松本委員)
- ✧ 小学生高学年または中学生を対象として、保健体育の授業で教育を行う。(原委員)
- ✧ 文科省で、教育カリキュラムに入れ、がん教育を必修とする。国を挙げての施策にすべきである。(前川委員)
- ✧ 「保健」などのカリキュラムに、がん教育を相当時間盛り込むべきであるが、時間の限られている保健の学習の中では限界があるため、生物学やがんの研究といった事項もとりませて楽しみながら学習する。(花井委員)
- ✧ 学生が自然科学（医学生物学）に対する興味や関心を持つ契機としてのがん教育の重要性。（科学的ながん医療・医学を教材として、医学生生物学の研究の面白みや広がりを教育）（上田委員）
- ✧ 保健体育の、理解しづらい内容の教科書を一新（改訂）し、がんについての項目を入れる。教科書改訂が10年に1度で無理であれば、映像で視覚に訴えるがん教育を行う。(前川委員)
- ✧ がんについて、日本人の2人に1人が罹患している現状、がんの発生と原因、うつる病気ではないこと、予防や早期発見の意味、がんになつても社会人として役割を果たし、希望を持って生きていることなどを学ぶよう、保健体育や社会問題として教科書の中で扱う、もしくは副読本を作成する。さらに、どのような形で授業を行い、全国に普及させていくかを検討するためにも、まずモデル授業などを実施していく。(本田委員)
- ✧ 教科書に記載された内容はタイムリーな内容となっていないため、教科書以外の親しみやすい教材が必要。
- ✧ 文部科学省の制作協力を得たがん教育用アニメーションを活用すべきである。(以上、中川委員)
- ✧ 特別活動や総合的な学習の中で取り組みを広げていくことも必要。(花井委員)
- ✧ 小・中・高の子どもたちに対して、健康教育の時間拡大を確保できるよう、次期学習指導要領を改正することについて検討が必要。(北岡委員)
- ✧ 教育プログラムについて、患者や家族など当事者が参画して検討する。(松本委員)
- ✧ 学校保健会とがん関係学会が協力し、がん医療の専門家が学校医に対してがん教育を施し、学校医が学童・生徒に対してがん教育を行う仕組

みを構築するべきである。(保坂委員)

4. 教育の内容について

① がん全般に関して必要な項目

- ✧ 日本人の2人に1人が罹患している現状。(本田委員)
- ✧ 他の生活習慣病と同じく身近な病気であること。(北岡委員)
- ✧ 各がん種の発症年齢(多発年齢)。(原委員)
- ✧ がんの発生と原因。(本田委員)
- ✧ 多くはうつる病気ではないこと。(本田委員)
- ✧ 1次予防、2次予防が非常に有効であること。
- ✧ 手術、放射線治療、化学療法などがあり、治療の選択が可能であること。
- ✧ セカンドオピニオンの重要性。(以上、中川委員)
- ✧ 治療後のケアが充実してきており、怖くて苦痛の多い病気ではないこと。(北岡委員)
- ✧ がんになっても社会人として役割を果たし希望を持って生きている患者、経験者が増えていること。(本田委員)

② 死、命に関する教育について

- ✧ 現代の子どもたちは、死が身近になく、死の捉え方も個人で大きく違う。自分たちには縁がないと思っている死について、人として生まれたからには必ず死が訪れる。しかし、それまでは「1日1日を大切に生きる」という教育が必要である。
- ✧ がん患者やがんについての映像を見せて、がんの具体的な様子を知らせる。そこで、がんへの理解を深め、がんにならないようにするために、自分たちは何をするべきかを考えさせる。(以上、前川委員)
- ✧ 病気の知識だけでなく「いのち」の大切さについて考えられる内容を目指す。患者・家族等の意見を反映した上で、がんのこと、いのちのことについて考える副読本を作成できないか。(松本委員)
- ✧ 小児がんについても、通り一遍ではなく具体的な内容で授業を行う。(いのちの大切さにもつながる)(前川委員)
- ✧ 命あるものは死を免れないと言う自然の摂理を学年に応じて教育することが大切。生と死を自分のものとして、社会として考える時間を持つことが重要。具体例として、人の死については、主に病死、事故死、自殺などがあるが、現実には3人に1人はがんでなくなっている実情を学年に応じて教育。その中から命の大切さ、死の尊厳に加え、病院な

どに対する家族・パートナー、社会人としての助け合いや支援の必要性、重要性を教育する。(上田委員)

- ◆ アニメーションによる授業の結果、生徒から「命の大切さに気づいた」など、ポジティブな感想が多く寄せられた。(中川委員)

③ がん予防に関する教育について

(1) 喫煙 (→肺がん、喉頭がん、食道がん、口咽頭がん、膀胱がん、腎がん、胃がん)

- ◆ 喫煙は発がんのリスクがあり、副流煙は家族にも影響があることを明記する。

◆ 例えば授業の中で、タバコの煙を口に吸い、それをティッシュに吐き出すと、ティッシュは茶色になる。「タバコを吸うと肺の中はこのようになる」と、実際に子どもたちに見せ、喫煙の害を実感させる教育。
(以上、前川委員)

- ◆ タバコの影響を防ぐことで発病リスクを下げることができることの教育。(北岡委員)

◆ すべての公共施設、学校、飲食店、道路上での喫煙を法律で禁止し、罰則を課する。(田村委員)

(2) 肥満 (→乳がん、子宮内膜がん、大腸がん、腎がん、食道がん、胃がん、肝がん、脾がん)

- ◆ 幼稚園より家族、小学校より本人と家族に肥満対策を行う。栄養、運動に関する教育を講義だけでなく実習・研修を含め行う。(田村委員)

(3) アルコール (→乳がん、食道がん、肝がん、口咽頭がん、脾がん)

- ◆ アルコール自販機の撤去、成人であることを確認のうえ販売するよう義務づける。(田村委員)

(4) 感染症 (HPV、HBV)

- ◆ 中学校1年（小学校高学年）から性教育、疾患についての正確な知識の伝達を行う。(田村委員)

◆ 予防法について（ワクチンなど）保健体育の授業で教育を行う。(原委員)

- ◆ 子宮頸がんがHPVによる性感染症という認識から差別につながることのないよう、公費助成によるワクチン接種が開始されたことを契機として、HPVと子宮頸がん発症についての正しい知識を伝えることは急務。

性感染症であるという誤った認識が広がらないよう取り組む。(松本委員)

④ がん検診に関する教育について

- ✧ がん検診の意義と対象となる年齢について、保健体育の授業で教育を行う。(原委員)
- ✧ 多いがんについては検診が有効なものもあること、早期発見で治すことや予後を良好にできることについて教育。(北岡委員)
- ✧ 子どもへのがん教育と共に、教師への教育が必要。まず、がん専門医の協力を得て、保健体育の教師にがんのことを教える。(前川委員)
- ✧ アニメーションによる授業の結果、生徒から「検診を受けるようにしたい」といった感想が多く寄せられた。(中川委員)

⑤ 薬に関する教育について

- ✧ 薬害肝炎検証・検討委員会の最終提言などに基づき、今年3月に厚労省と文科省で中学3年生を対象とした薬害を学ぶための教材「薬害って何だろう」を作成した。医薬品と健康被害を学ぶことは重要であり、この取り組みは大変重要なだ。ただ、医薬品等の進歩により、これまで治療法のなかったがんや難病の治療が大きく向上していること、大きな社会問題となっている「ドラッグ・ラグ」などの問題が置き去りにされてしまつては、教育という意味ではバランスを欠いてしまう懸念があるため、そういうした面も、がん教育等の中で含める必要があるのではないか。(本田委員)

⑥ 放射線の影響に関する教育について

- ✧ 東京電力福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が拡散する事故が起きたことで、国民の放射線に対する不安が高まっている。放射線を怖がる背景の一つに、将来の発がん性の問題がある。正しい知識がないため、福島から避難してきた子どもたちに「放射線がうつる」といった心ない発言がなされる“事件”があった。そうした風潮の中で、放射線治療中の誤解や治療中のがん患者の中には肩身の狭い思いをしている人も出ていると聞く。がん及びがん治療への正しい知識の普及がなければ、すでにがんに罹患している患者、及び放射線治療に対する偏見を助長する可能性もある。
- ✧ 文部科学省は放射線の基礎知識を学ぶ小中高向けの副読本を作ることを決めたという。がんとがん患者への偏見を助長しないよう、放射線を学

ぶ副読本の中身について、がん患者の視点で意見、チェックをする過程も必要ではないか。(以上、本田委員)

- ◆ がんの放射線治療やセカンドオピニオンに関する学校教育が重要である。(中川委員)

5. 教育者の確保について

- ◆ がん教育（保健体育）に関して、精通した教諭はいない。
- ◆ 学校の教諭ではなく専門家からの映像を使った授業が必要ではないだろうか。例えば県が、がん専門医に依頼し、何人かで、各学校や地域でがん教育をする。(以上、前川委員)
- ◆ 教師への教育は時間がかかりすぎて、実際的ではない。
- ◆ アニメーション上映など、教師と生徒がいっしょに学習できるような仕組みが必要。教師が使う教授用資料などの整備も重要。(以上、中川委員)
- ◆ がん相談支援センターのある病院職員が地域の学校等に出向き、地域実態に沿った情報提供をする。
- ◆ 身近な地域の社会資源を活用する。(以上、北岡委員)
- ◆ がんに関する学会の学会員を動員して講演や授業を行う。(前原委員)
- ◆ 学校医、学校保健会を利用してがん教育を進めていく。(保坂委員)
- ◆ 県、市町村レベルで、元・現職医療職+市民が教育者になって、場は、地域の市民講座や、学校教育、住民の地区自治会などの地域のコミュニティを活用しさまざまなレベルの教育プログラムを実施。(松月委員)

6. 配慮の必要性について

- ◆ 情報の処理能力が未発達であることや感受性が強いということもの特質に配慮して、怖がらせないような教育法が必要である。(原委員)
- ◆ 中学生に授業を行った経験から、また厚生労働科学研究の調査結果からは、がんに関する教育によって恐怖心が増加することはない。(中川委員、松本委員)
- ◆ 無知であることよりも、がんについて本当のことを知ることが大切。(前川委員)
- ◆ 家族の喪失体験や闘病中の家族を持つ子どもへの配慮、フォローアップについても検討、準備しておく必要がある。(本田委員)
- ◆ がん教育の経験上は、学校側は心理的配慮の必要性を感じている。(中川委員)

7. 患者・家族に対する教育について

- ◆ がんを慢性疾患と考えれば、患者の疾患の理解・治療方法の理解・方法の選択基準・受けられる支援のすべてなどを情報として手に入れるには時間はある。そこで、検診で発見され確定診断についてから命を終えるまでの時間のすべてが学びの支援を受けられる「教育の時間」と考えてみる。
- ◆ 緩和ケアの概念を、次のように定義してみる：緩和医療（かんわいりょう）とは、生命（人生）を脅かす疾患による問題に直面している患者およびその家族の、QOL（人生の質、生活の質）を改善するアプローチである。苦しみを予防したり和らげたりすることでなされるものであり、のために痛みその他の身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと治療を行うという方法がとられる（WHOの定義文2002より）。緩和ケア（palliative careパリアティブ・ケア）とも。
- ◆ がんが見つかったら緩和ケアがスタートすると考えると、教育の時期は、発見初期・検査、治療期・治療が終了した空白期・再発期・再治療期・回復見込みがなくなる時期・終末期になる。
- ◆ 教育対象は患者・家族・医療者・市民・学童、学生である。
- ◆ 使用する医療用語については医療職と市民、患者との間には認識の差が存在する。（以上、松月委員）

8. 患者・家族に対する教育の解決策

- ◆ 患者・家族の学びの支援はすべてのステージで行われる必要がある。現状は専門職による一方的なガイドラインやマニュアル、患者必携などの情報発信が主流であり、それぞれの個々の患者の理解や納得、悲嘆や不安の感情を伴った心の整理がつかないために受容できず、また分かり難い「病院のことば」のために混乱している人間への支援はほとんどできていない。
こうした課題に対して、症状や病状、疾患の理解、今後の治療方法など患者という人間のおかれている現状のより正確な理解を促すためには、通訳者（翻訳者）が必要である。患者自身が手に入れたインターネット上のパンフレット、テキスト、病院からの説明などの情報をすべてをもって、一緒に考えてくれる場が患者の自宅のそばにあるとよい。例えば、その役割は外来看護師、訪問看護師、居宅介護従事者、地域の民生員などのような者が担えるのではないか。現在、就業していない女性医師や看護師などを地域で活用してはどうか。
- ◆ 相談・支援ができる医療職が不足しており、ピアサポートの活動はそのチームの元気度に依存し、協働できていない。

こうした課題に対して、ピアソポーターの力も借りて、医療者とのミックスチームで、ケーススタディから、知識を増やしノウハウを身につけて、一定の教育と体験を積んだ人は、教育者に任命してはどうか。また、医療者も市民も同じ実践の場で学んではどうか。（以上、松月委員）

- ◆ がん治療経験者の 50%が何らかの社会復帰をしている今日、自分達のできる範囲で、多様な悩みを持たれているがん患者の聞き手、相談者（支援者）となっていたいただく。その為にはがん経験者に科学的ながん医療の実情をカリキュラムに沿って教育を受けた人を認定して、peer supporterとして病院内外でがん患者さんの支援活動を行って頂く。（上田委員）
- ◆ 大人の認識や習慣は、生まれ育った地域や住んでいる地域の慣習、環境などの要因が大きく関与しているため、住民の当たり前になっている認識や習慣に働きかけ、新たに正しいものに変え、自分の体の状態に关心をもち、予防していく力をつけていくには、ある程度の時間と労力が必要になる。従って、洗練された健康学習プログラムを習得した専門職（保健師）を増やす研修の仕組みづくりと予算措置が必要である。（北岡委員）

9. 医療者への教育の課題と解決策

- ◆ がんの専門家が国民に分かりやすく説明できる能力を高めるため、学会が会員に対してコミュニケーションスキル向上の研修を開催する。
- ◆ がん対策を担う、結びつきのゆるやかな医療者の全国組織を作り、医療者がその自覚を持って普段のがん診療や、その他にがん対策において重視されている施策や教育などの普及や発展を強力に推進する基盤としてはどうか（各医療者の使命感に頼ることになる。自費は覚悟の上。）。
- ◆ 国による新しい組織の創設は現実的ではないので、がん関連学会が会員に対し、がん対策を担うまでの業務負担や義務と責任を説明し、がん対策の一環としての個別の協力要請を行い、実績報告を求めるなどの取り組みを協同して行い、その活動を国に報告することにより、全国的な組織と位置づけても良いと考える。
- ◆ 国はこの取り組みに対して可能な支援を行う。（以上、前原委員）
- ◆ がんプロフェッショナル制度の継続・充実によるがん専門実地教育の拡大。
- ◆ 各種がん関連専門医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の認定制度の整理・充実。
- ◆ 医学教育機関に腫瘍内科講座の設置の推奨・拡大。（以上、上田委員）

10. 国民・患者・医療者を含めた教育の課題と解決策

- ◆ 国民の関心を喚起し、がん対策への協力を促すため、アニュアル・レポート（年次報告書）を作成・配布することで、がん対策推進協議会で集中審議された重要案件、重点施策と予算、厚生労働省・文部科学省・経済産業省の様々な取組についての国民の理解を深め、協力を促す。（眞島委員）
- ◆ 患者の臨床試験への関心や参加への意欲を高めるため、①がんを制圧するためには「がん研究」の促進が重要。「がん研究はいのちを救う」、というメッセージを国民に向けて発信する。（眞島委員）②臨床試験の広報を強化する。犠牲になる、実験台にされる、といったマイナスのイメージを払拭する。（前原委員）③患者に検索しやすく、理解しやすい形で臨床試験情報を提供する。（眞島委員）
- ◆ 国民が非科学的な情報に惑わされないように、科学的知識の底上げを図るため、国立がん研究センターまたはがん関連の学会が中心となって事務局を組織し、がん関連の氾濫する情報を収集し、科学性を検討して情報発信する。
- ◆ ビジネスの事業主体や、時にはがん治療の専門家による非科学的な情報発信や、事実であっても極端で誇張された方法による情報発信に対して、国立がん研究センター やがん関連の学会が協同して警告する仕組みを作る。
- ◆ 予防、診断、治療の最新情報を、全ての医療者に届ける仕組みを作り、患者にも分かりやすい内容で同様の仕組みを作るため、ITを活用した情報発信と、分かりやすい内容の情報媒体の開発を進める。（以上、前原委員）
- ◆ 緩和ケアの概念が患者にも、医療者にも普及していないことから、①医師、看護師、コメディカルの各学会や団体が患者や、市民も巻き込んで作成する。（松月委員）
- ◆ 医師がまず、緩和ケアの概念を理解するのが先決であり、患者にしっかりと緩和ケアについて説明することができるくらい理解することが必要。（前川委員）
- ◆ がんの予防、検診、治療、緩和医療終末期医療の科学的知識の普及、啓発。
- ◆ ボランティア活動のフィールドとしての意義。（以上、上田委員）
- ◆ 今後、様々な場面におけるがん教育が、協調、連携して行われるよう、教育の内容や実施方法を公認する場が必要ではないか。（天野委員）
- ◆ 本協議会において、「義務教育段階で、正式に『がん教育』を実施すべき」との認識の一致をすべきである。
- ◆ キーワードとして、教師・学校医・がん専門医を視野に入れ、三者での

がん教育の連携を図る。それを協議会の一致した意見とする。(以上、前川委員)